

大口町告示第36号

大口町市町村特別給付実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口市町村特別給付実施要綱の一部を改正する要綱

大口市町村特別給付実施要綱（平成21年大口市告示第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条、第2条の2及び第2条の3」を「第2条及び第2条の2」に改める。

第2条中第3号を削る。

第4条中第3号を削る。

第5条第2項中「（介護用品購入支援費・介護保険在宅サービス利用支援費・介護保険在宅訪問理美容支援費）」を「（介護用品購入支援費・介護保険在宅サービス利用支援費）」に改める。

第9条を削り、第10条中「第5条第2項、第7条第2項及び第9条第2項」を「第5条第2項及び第7条第2項」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

様式第3中「様式第3（第5条、第7条、第9条関係）」を「様式第3（第5条、第7条関係）」に改め、「介護用品購入支援費・介護保険在宅サービス利用支援費・介護保険在宅訪問理美容支援費」を「介護用品購入支援費・介護保険在宅サービス利用支援費」に改める。

様式第4裏面中

「

自己負担基準額	介護保険料段階	1 食
	第1段階	300円
	第2段階	200円
	第3段階	200円
	第4段階	100円

」を

「

自己負担基準額	介護保険料段階	1 食
	第1段階	300円
	第2段階	200円
	第3段階	100円

」に

改める。

様式第5を削り、様式第6中「(第10条関係)」を「(第9条関係)」に「介護用品購入支援費・介護保険在宅サービス利用支援費・介護保険在宅訪問理美容支援費」を「介護用品購入支援費・介護保険在宅サービス利用支援費」に改め、同様式を様式第5とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。